

人権意識向上、積極的に 人権感覚を磨き実践して行く



おくもと 哲也 議員

問 令和8年度からの人権教育啓発の基本的な考え方、学校における人権教育について問う。
インターネット上の人権侵害について学校教育地域啓発はどうなっているか問う。

答 岡本教育次長

黒潮町人権施策推進基本方針を策定し、人権が尊重される人権文化のまちづくりを目指し、人権教育及び啓発の施策を推進している。単なる知識の伝達にとどまらず、命の大切さや他人の痛みが理解できる心、お互いの違いを認め合う心の豊かな人間性を養う必要がある。人権感覚を磨き、一人一人の実践力を高めていく。

教職員の資質の向上は不可欠である。教材の活用や外部講師に来てもらうなど、講話や助言を頂くことで人権に対する正しい理解や知識を深め、指導力向上を図っていく。インターネットの利用は学習以外での長時間の使用が問題になっている。SNSの利用により犯罪や人権侵害に巻き込まれる危険性も危惧されている。学校では情報モラル教育を推進することや、家庭での利用時間の呼び

かけなど適切な利用に向けた児童生徒の主体的な取組を推進している。保護者に対しても啓発を強化し適正利用の教育啓発を推進していく。

問 行政職員、企業や事業所などの人権啓発、研修の現状は。

相談体制充実について問う。

答 岡本教育次長

行政職員において、とても重要な事項と捉えている。人権係が知識を身につけるといふ事だけでなく、職員が人権感覚を身に付け職場での課題に応じた人権対応をしていく必要がある。全町的な研修を積み重ねる必要があると考える。

これまで以上に人権意識のある組織や人材の育成、人権に配慮した対応が必要になってくる。人権出前講座として各企業に向向いての研修の実施、講演会の開催など啓発活

動は行っていく。町人教の企業部会などとも連携を図りながら企業での啓発活動を一緒に考えて行きたい。

関係機関とも連携しながら、年代を問わず相談しやすい環境体制を整える必要がある。町の相談体制については人権係、大方、佐賀両町民館、児童生徒に対しては児童館での対応。法務省との連携により、人権擁護委員による人権相談や無料による弁護士相談も実施している。



商工会横にある人権看板